

農業経営改善促進資金（スーパーS）の概要

1. 制度創設 平成6年度

2. 制度の目的

平成4年度に農林水産省が公表した「新しい食料・農業・農村政策の方向」が目指す経営感覚に優れた効率的かつ安定的な経営体の育成に資するため、農業経営基盤強化促進法の農業経営改善計画等の認定を受けた農業者（認定農業者）への金融上の措置として、農業経営改善促進資金が平成6年度に創設されました。

3. 制度の仕組み

農業経営改善促進資金（スーパーS）は農協系統資金等を活用しつつ、借りやすく返しやすい方式（極度貸付方式）で融通するものです。

スーパーSは、県の貸付金等により県農業信用基金協会に造成される低利預託基金と、農協系統資金等民間資金の協調融資（3倍協調）により、農業者に低利で貸付を行なうものです。

4. 利子補給

低利な運転資金を貸し付けるもので、利子補給の適用はありません。

5. 債務保証

県農業信用基金協会の債務保証制度の適用があります。

6. 制度の概要

(1) 融資対象者：認定農業者

(2) 融資対象事業：認定農業者の農業経営改善計画の達成に必要な短期運転資金
ただし、既往借入金の借り換えは対象にならない

(3) 貸付利率：最新の貸付利率については、県のホームページ内の「農業制度資金金利一覧表」をご確認ください。

(4) 利用期間：本資金の貸付けが受けられる期間は、経営改善計画の期間中
(同計画の開始時期から同計画の終了時を含む年度の末日まで。)

(5) 貸付方式：当座貸越、手形貸付及び証書貸付
(当座貸越及び手形貸付については極度貸付方式)

(6) 償還期限：手形貸付及び証書貸付は1年以内、
当座貸越は1年程度の当座貸越契約期間内とする。
ただし、計画期間中は範囲内で借換えを行うことができるものとする。

(7) 貸付限度額：極度額を設けて随時借入・随時返済を繰り返して利用

【極度額の上限】認定農業者 個人 500万円（畜産・施設園芸は2,000万円）

法人 2,000万円（畜産・施設園芸は8,000万円）

